

運輸安全委員会は、令和6年1月25日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

○ 最新報告書 (令和6年1月25日 公表)

- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (18件) [📎 109KB]
- ・ 船舶インシデント調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (3件) [📎 62KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (59件) [📎 211KB]

上記事故のうち、神戸事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 遊漁船A(6.6トン)釣り客負傷

福井県おおい町鋸(のこぎり)埼北方沖において、遊漁船Aは、北進中、正船首方からの波高約2.0mの波を乗り越えて船体が大きく動揺した際、船首甲板に座っていた釣り客が、上方に跳ね上げられたのち落下し、重傷を負った

② 海上タクシーA(4.8トン)旅客負傷

鹿児島県種子島西之表(にしのおもて)市西之表港西北西方沖において、海上タクシーAは、西北西進中、船首方から波高約2mの波を受けて船首部が大きく上下に動揺した際、船首部デッキに座っていた旅客が、浮き上がったのちデッキ上に落下し、重傷を負った

海難防止への インフォメーション

① 遊漁船A(6.6トン)釣り客負傷

(福井県鋸崎北方沖で、遊漁船Aは、北進中、船体が大きく動揺した際、釣り客が上方に跳ね上げられ負傷した)

【事故概要】

遊漁船A(6.6トン、1人乗組、釣り客6人)は、風力3の北風が吹く中、鋸崎北方沖を、約5ノットの速力で北進中、正船首方からの波高約2.0mの波を乗り越えて船体が大きく動揺した際、船首甲板のクッションに船尾方を向いて座っていた釣り客Aが、上方に跳ね上げられたのち、同クッションの上に落下して臀部を打ち、腰椎破裂骨折の重傷を負った

《原因・背景等》

◎ 船長は、魚群探知機を見ながら操船していたことから、正船首方からの波高約2.0mの波に気付かず、本船が同波を乗り越えた

○ 船長は、ふだん波が高い場合には減速した上で船首斜めから波を受けるように操船していたが、事故当時、魚群探知機を見ており、正船首方からの波高約2.0mの波に気付いていなかったため、波を考慮した操船を行っておらず、また、釣り客Aに、船体中央より後方に移動するように注意していなかった

《再発防止策》

遊漁船の船長は、波の状況について見張りを行い、波の影響により船体が動揺するときは、波に対する進路の変更及び安全な速力までの十分な減速による船体動揺の軽減、また、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、釣り客を船体中央部より後方に移動させること

《参考》

*1 運輸安全委員会ダイジェスト第35号「小型旅客船の安全運航に向けて～ドンッ！腰が痛い！小型旅客船における旅客の脊椎骨折事故の防止のために～」

https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35_all.pdf

*2 地方版分析集「遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！」

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20210727kbanalysis.pdf>

【発生日時】 令和5年2月11日09時00分ごろ

【発生場所】 福井県おおい町鋸崎北方沖

【死傷者】 重傷1人(釣り客Aは帰航後、救急車によって病院に搬送され58日間の入院加療を受けた)

【損傷等】 なし



本船



釣り客A及びBの位置

釣り客B 釣り客A

船長の操船姿勢



魚群探知機



福井県

京都府

滋賀県

事故発生経過概略図

× 事故発生場所
(令和5年2月11日
09時00分ごろ発生)

↑ 本船

0.5 0 1km



鋸崎灯台

* 本調査報告書は、R6.1.25に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 海上タクシーA(4.8トン)旅客負傷

(種子島西北西方沖において、海上タクシーAは、西北西進中、波により船体が動揺した際、旅客が負傷した)

【事故概要】

海上タクシーA(4.8トン、2人乗組、旅客7人)は、風力4~5の西北西風が吹く中、種子島西之表港西北西方沖を、約4~5ノットの速力で西北西進中、船首方から波高約2mの波を受けて船首部が大きく上下に動揺した際、船首部デッキに座っていた旅客Aが、30cmほど宙に浮いたのち、臀部からデッキ上に落下して、第12胸椎圧迫骨折の重傷を負った

【発生日時】 令和4年8月5日07時40分ごろ

【発生場所】 種子島西之表港西北西方沖

【死傷者】 重傷1人(旅客Aは西之表港に到着後、病院に搬送され、80日間の加療を要すると診断された)

【損傷等】 なし

《原因・背景等》

- ◎ 船長は、波高約2mの波を船首方から受けるとき、約4~5ノットに減速して航行すれば安全に航行できると思い、旅客を船首部デッキに乗せた状態で航行を続けた
- 船長は、事故発生場所付近海域で北西よりの強風が吹くときに急に波高が高くなることを知っており、これまで大きな波が来るときには減速すれば、船体の上下の動揺を軽減して安全に航行できていたことから、波高約2mの波を船首方から受けるとき、約4~5ノットに減速して航行すれば安全に航行できると思った

《再発防止策》

- (1) 旅客を輸送する小型船舶の船長は、船体動揺が予測される場合、旅客を後部甲板に移動させること
- (2) 海上タクシーの船長は、事故が発生したとき、事故の状況を適切に把握し自ら速やかに海上保安庁に通報すること

《参考》

*1 運輸安全委員会ダイジェスト第41号「遊漁船の安全航行に向けて」

https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No41_all.pdf

* 本調査報告書は、R6.1.25に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

事故発生経過概略図



乗船者の乗船位置及び
旅客Aの着座姿勢(イメージ)